

会計年度任用職員(事務職)を募集します

問合先 総務課職員担当 TEL 82-2131

町では、主に常勤職員の補助的業務を担う一般事務職で、令和8年4月1日任用の会計年度任用職員を次のとおり募集します。

1 会計年度任用職員とは？

地方公務員法第22条の2に基づき、一会計年度(4月1日～翌年3月31日)以内の期間で任用される、一般職の非常勤職員です。

2 募集職種

職 種	一般事務職	一般事務職 (障がいのある方)	インターン事務職 (標津高等学校卒業者就労支援)
対 象 者	原則として町内居住者で、事務経験があり、基本的なパソコン操作ができる方	基本的なパソコン操作ができ、以下のいずれかの手帳を交付されている方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	・標津高等学校を令和8年3月に卒業見込みの生徒 ・同校卒業者で、令和8年3月に専門学校や大学(短期大学含む)を卒業見込みの方 ・上記の方のうち、令和8年1月末までに就職が決まっていない方
募集人数	若干名	2人	若干名
採用方法	応募が多数の場合、書類選考および面接試験を実施		書類選考
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間 土日・祝日および年末年始休業を除く。 配属先によりシフト制あり。		令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年間 土日・祝日および年末年始休業を除く。配属先によりシフト制あり。 ※期間中に就職が内定された場合は、任用期間を繰り上げて終了することも可能です。
勤務時間	8:30～17:15 (うち休憩60分) 始業・終業時間は、配属先などにより異なる場合があります。	① 8:30～17:15 (うち休憩60分)フルタイム ② 1週間あたり30時間以上勤務 ※例：週5日勤務9:00～16:00(うち休憩60分)など 始業・終業時間は、配属先などにより異なる場合があります。	8:30～17:15 (うち休憩60分) 始業・終業時間は、配属先などにより異なる場合があります。
給 料	月額195,800円～232,000円 ※経験年数により、上記の範囲で決定します。【注】：次頁3(8)参照 なお、障がいのある方で勤務時間が上記②の場合は、時給換算となります。		月額195,800円 ※【注】：次頁3(8)参照

3 その他共通事項

(1) 応募資格

日本国籍を有し、地方公務員法第16条で規定される以下のいずれにも該当しない方

- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの方
- ・標津町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- ・人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた方
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

(2) 休暇

- ・年次休暇(有給):10~20日付与
- ・特別休暇(有給):忌引、結婚、夏季休暇など ※取得要件あり
- ・特別休暇(無給):子の看護、短期介護、生理休暇など ※取得要件あり

(3) 諸手当

通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当など

(4) 社会保険・公務災害補償

- ・月給の方:共済組合(健康保険、厚生年金保険)、退職手当組合、公務災害補償制度
 - ・月給・時給の方:共済組合(健康保険)、日本年金機構(厚生年金保険)、雇用保険、公務災害補償制度
- ※要件により、加入する制度が異なります。

(5) 服務

地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒・分限処分、その他服務規程(法令および上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為などの禁止)の対象となります。

(6) 応募方法

ホームページ掲載の試験申込書(専用フォーム)に顔写真データを添付の上、必要事項を入力し送信してください。

専用フォームには、右の二次元コードからもアクセスできます。

※専用フォームURL: <https://logoform.jp/form/S3rN/1390472>



(7) 申込期限

2/13(金) ※期限日の23:59まで送信可能

(8) その他

同時期に募集している各種町会計年度任用職員と重複して申し込みはできません。

左表の給料月額令和8年1月1日時点の金額であり、改定する場合があります。